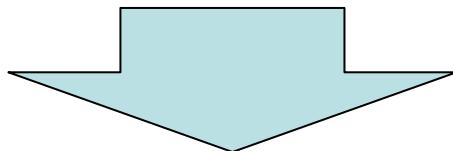


登録講習機関関係（事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係）の概要

ガイドラインの制定

登録講習を実施しようとする者の登録申請に対する審査の際の着眼点を明らかにするとともに、登録講習機関の監督上の着眼点を明らかにする必要があることからガイドラインを制定。



ガイドライン（登録講習機関関係）

- I 目的
- II 登録講習機関の登録及び監督に係る事務処理上の留意点
- III 登録講習機関の監督に係る事務処理上のその他の留意点

I 目的

- 登録講習制度の概要
- 本ガイドラインの目的

II 登録講習機関の登録及び監督に係る事務処理上の留意点

- 登録講習機関の経理的基礎・技術的基礎の解釈
- 登録講習講師の要件
貸金業法第24条の38に規定する「同等以上の知識及び経験を有する者」の解釈

III 登録講習機関の監督に係る事務処理上のその他の留意点

- 登録講習教材の具体的内容
- 修了要件の例示
全講義時間の出席が原則、必要
- 不正受講防止措置の例示
本人確認を行うこと
講習の出席状況の管理を行うこと